

# 日本歯科衛生学会雑誌投稿規程

日本歯科衛生学会雑誌（THE JOURNAL OF JAPAN SOCIETY FOR DENTAL HYGIENE）は、歯科衛生の向上と実践に関する研究論文を受け付ける。

この規程は、日本歯科衛生学会雑誌（以下「本誌」という）に掲載する総説（Review Article）、原著（Original Article）、報告（Report：臨床、症例、調査、活動）、その他および資料（Information：歯科衛生に関する有用なデータ）の投稿について規定する。

## 1 本学会雑誌の発行

本誌は、原則として年2回発行する。

## 2 投稿資格

本誌に投稿する筆頭者および共同研究者は、日本歯科衛生学会会員に限る。なお、編集委員会から依頼された原稿については、この限りでない。

## 3 倫理規定

人を対象とする研究については、「ヘルシンキ宣言（1964年採択、2013年改訂）」を遵守して、倫理的に行われており、対象者あるいは患者にインフォームドコンセントが得られていなければならない。人を対象とする研究論文の投稿に際しては、所属機関あるいは所属施設の倫理審査委員会の承認を得ることを必須とする。投稿者の周囲に適切な倫理審査委員会がない場合は、研究開始前に、本学会で倫理審査を受けることができる。また、投稿する論文の「対象および方法」において、承認された倫理審査委員会の名称および承認番号を記載する。なお、倫理審査委員会により非該当となった場合には、その旨を記載する。本学会の倫理審査申請の手引きを参照のこと。

## 4 原稿内容と分類

- 1) 投稿する原稿は、本学会の目的に合った内容で、他の雑誌に投稿や発表をしていないものに限る。
- 2) 投稿の分類は、総説、原著、臨床報告、症例報告、調査報告、活動報告などとする。総説や論説は、原則として編集委員会が依頼するものとする。  
(1) 原著：研究の新規性および独創性の高い研究成果から得られた歯科衛生領域の論文で、研究目的、方法、結果が明確で、客観的な考察ならびに結論を含むもの。さらに当該領域における先行研究について

の論及が十分であり、先行研究と比較してどのような結果が得られたのかという理論的な考察が含まれ信頼性の高いもの。

- (2) 臨床報告、症例報告：歯科衛生領域の技法・手法の改良に有用で信頼性のあるもの。
- (3) 調査報告：歯科衛生領域の研究や調査などに関する報告で信頼性のあるもの。
- (4) 活動報告：歯科衛生領域の個人や団体による活動などの報告あるいは紹介。

## 5 原稿の投稿、採否および掲載順序

- 1) オンラインにて投稿する。ウェブ上に設置した「論文投稿システム」を使用し、原稿ファイルおよび「著作権委譲承諾書」をアップロードする。その際「論文投稿票」「投稿前のチェックポイント」をウェブ上にて入力する。
- 2) 学会に到着した日を原稿受付日とする。
- 3) 学会より論文受理の連絡後、論文投稿システムを使用し、完成原稿をアップロードする。データ入力・投稿時の留意事項は、「論文投稿システムの利用について」を参照すること。
- 4) 投稿原稿の受理は、複数の査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。
- 5) 編集委員会は、著者に承認を求めたうえで、原稿の分類を変更することができる。また、原稿について、加筆・修正などを求めることがある。訂正を求められた原稿は、指定期間までに再提出すること。
- 6) 投稿論文の掲載順序は、編集委員会が決定する。

## 6 証明書などの発行

- 1) 学会に到着した日付で、原稿の受付証明書を発行する。
- 2) 論文の受理が決定した後に、論文掲載証明書を発行する。

## 7 著作権、複写権の行使

- 1) 本誌に掲載された論文の著作権（著作財産権）は、本学会に帰属する。本学会が必要と認めたときあるいは外部から引用の申請があったときは、編集委員会で審議し、掲載ならびに版権使用を認めることがある。
- 2) 著者は、当該著作物の複写権および公衆送信権を

日本歯科衛生学会に委任するものとする。

- 3) 掲載された論文の著作権譲渡にあたり、著作権委譲承諾書に著者全員の署名を行い、投稿原稿とともに提出すること。

## 8 掲載料

本文刷り上り 5 頁以内は、無料とする。ただし、これを超えた場合は、印刷費、図・表の組版代、製版費、アート紙使用代、および印刷代の実費は、著者負担とする。また、カラー写真の掲載を希望する場合は有料となる。

## 9 別刷

別刷は、50 部単位とし、実費は著者負担とする。希望する場合は、「論文投稿票」に希望部数を記載すること。

## 10 校正

著者校正は原則として初校のみとする。組版面積に影響を与える加筆・変更は認めない。

## 11 原稿の書き方

投稿原稿は、「投稿の手引き」に従って執筆すること。準拠しない原稿は編集委員会から加筆・訂正を依頼することがある。

### 附則

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

# 日本歯科衛生学会雑誌「投稿の手引き」

## 1 投稿の方法

- 1) 投稿は、ウェブ上の日本歯科衛生学会論文投稿システム (<http://jsdh.squares.net/>) にオンラインで論文の投稿を行う。
- 2) 投稿にあたり、筆頭著者が利用者登録を行う。
- 3) 投稿は、原稿（本文および図表）、「著作権委譲承諾書」を、論文投稿システム上へアップロードする。その際「論文投稿票」「投稿前のチェックポイント」をウェブ上で入力する。学会より論文受理の連絡があった後は、完成した論文をシステム上へアップロードする。
- 4) 原稿ファイルは、本文は Microsoft Word 形式とする。図表は Word, Excel, PowerPoint, PDF, JPEG 形式とする。
- 5) 二次出版論文投稿については、日本歯科衛生学会ホームページ内の「二次出版論文投稿の手引き」に従い、学会事務局に連絡のうえ、編集委員会の承諾を得る。

## 2 投稿原稿の作成方法

### 〔原稿の様式〕

- 1) 原稿は、A4, 1 頁 800 字 (40 字 × 20 行), 12 ポイントで横書きとする。日本語は、口語体、新かなづかい、ひらがなとし、フォントは MS 明朝もしく

は MS P 明朝とする。英数字は、すべて半角で入力し、原則として Arial もしくは Times New Roman を使用する。

- 2) 英文原稿は、ダブルスペースで 12 ポイントを用いる。
- 3) 原稿は必ず表紙から通しページ番号をつける。
- 4) 刷り上り原稿の長さは、原則 5 頁とする（和文の場合は 1 頁約 1800 字、英文の場合は 1 頁約 1000 語）。また、図表は、各 1 枚が本誌の片段に収まるものを標準サイズとした場合、6 枚で刷り上り 1 頁とする。

### 〔原稿の記述様式〕

- 1) 原稿の表紙には、中央上段より和文による表題、著者氏名、所属都道府県歯科衛生士会名、所属機関名（勤務先）、英文による表題（文頭の単語のみ大文字使用）、著者氏名（名－姓の順で記載）、キーワード（索引用語：3～5 語）の順に 1 行ずつあけて記載する。

複数の著者で所属が異なる場合は、著者氏名<sup>1)</sup>,

<sup>1)</sup> 所属都道府県歯科衛生士会名、<sup>1)</sup> 所属機関名を記載する。

- 2) 原著論文は原則として、はじめに（または緒言、まえがき）、対象および方法、結果、考察、結論、引用文献の順に記載する。症例報告では、はじめに

(または緒言、まえがき), 症例の概要, 治療経過, 考察, 結論, 引用文献の順に記載する。また, 英文抄録(300語以内)と, 和文抄録(600字以内)を記載する。原著論文以外の論文もこれに準ずるが, 英文抄録および和文抄録は必ずしも必要としない。和文抄録, 英文抄録は原則として, 目的, 対象および方法, 結果および考察, 結論の順に記載する。

3) 文中の項目を細分する場合は, I. II. . . , 1. 2. . . , 1) 2) . . . , (1) (2) . . . , a b . . . の順とする。

4) 微生物, 動植物などの学名は, 二名法によりイタリックとし, 最初の文字だけ大文字で書く。たびたび使用する場合は, 2回目以後, 属名を省略してもよい。

例) *Streptococcus mutans* ⇒ *S. mutans*

5) 歯式の記載方法

本文中の歯式は漢数字を用いて, 上顎右側第一臼歯のように具体的に明記するか, Zsigmondy's system(例: 6), あるいはTwo-Digit system(例: 46)を用いて表記する。

6) 図表の書き方

(1) 原則として, データを図と表に重複して記載しない。また, 図表の枚数は必要最低限にとどめる。

(2) 図表の説明は, 原則として本文と同一の言語とし, 図1, 表1と記載する。本文で引用順に, 図(写真を含む)は, 図1, 図2 . . . , 表は, 表1, 表2 . . . のように一連番号を付けて, 本文の最後に綴じる。

(3) 本文中の挿入箇所を本文中該当部分の右欄外に図1などと朱書きする。

(4) 図(写真を含む), 表は, 原則として, 白黒プリントとする。

(5) 図のタイトルは下に, 表のタイトルは上に記載する。

7) 引用文献について

(1) 本文中の文献引用箇所には, その右肩に一連番号を付した文献番号を記載する(例えば, 金澤<sup>1)</sup>, ○○<sup>15)</sup>といわれる, のように)。

(2) 本文最終項目の「引用文献」欄に次のように番号順に記載する。また, 同一箇所で複数引用した

場合は, 年代順に並べる。同時に多数の文献を引用する場合には, 「・・・多数の報告がある<sup>2, 3, 7)</sup>。」「・・・の報告がある<sup>1-10)</sup>。」

(3) 雑誌論文の場合は, 著者名(全員とする):表題, 掲載誌名, 掲載巻(号):通巻ページの始-終, 西暦年の順に記載する。雑誌略名は, 当該雑誌で規定されている略名を採用する。

例) 1) ○原○子, ○田○: 学童期における永久歯齶歫罹患予測指標の検討, 日衛学誌2(2): 13-18, 2008.

2) Yoshida N, Aso T, Asaga T, Okawa Y, Sakamaki H, Masumoto T, Matsui K, Kinoshita A: Introduction and evaluation of computer-assisted education in an undergraduate dental hygiene course. Int J Dent Hygiene, 10: 61-66, 2012.

(4) 単行本の場合は, 著者名:表題, 書名, 発行所, 発行地, 版, 西暦年, 引用頁の順に記載する。

例) 1) ○井○子: 高齢者の口腔ケアとQOLの向上, 歯科衛生士のための高齢者歯科学, 永末書店, 京都, 第1版, 2005, 299-304.

(5) インターネットウェブサイトから引用する場合, 引用箇所には引用順に文献番号を掲載する。著者は, 読者からの請求があったときには, 引用したウェブサイトの該当頁を送付できるように, 手元に保管しておくこと。但し, 極力, 原論文からの引用に努めること。

例) 文部科学省・厚生労働省省令: 歯科衛生士学校養成所指定規則. 文部科学省・厚生労働省. 平成二七年三月三日改正.  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F03502001001.html> (2016年11月1日アクセス)

8) 本論文内容に関係する利益相反の有無を, 結論または謝辞の後に記載する。

9) 原稿の終わりに「著者への連絡先」として, 代表者氏名, 郵便番号, 住所, 電話番号, FAX番号, E-mailアドレスを記載する。